

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成17年6月29日

国立大学法人東京農工大学長 小 畑 秀 文

17 経教 規則第11号

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第2号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項第7号及び第2項第5号を削る。

第87条第7号を次のとおり改める。

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、18歳に達した者

附 則（17 経教 規則第11号）

この規則は、平成17年6月29日から施行する。